

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

大工の所得

Q：私は大工です。私たちの場合、手間賃で働いたり、時には請負で働いたりしていますが、所得はすべて事業所得として計算するのでしょうか。

A：大工・左官などの人の所得が、いわゆる出来高払いの給与所得になるのか、請負による事業所得になるのかは、雇用関係に基づく収入であるかどうかにより個々の実情に即して判断すべきですが、その区分が明らかでない場合には、①代替性の有無、②材料又は作業用具の提供者、③危険負担の帰属、④指揮監督の濃淡などの諸事項、⑤請求対価の区分、⑥店舗の有無、その他の諸事項を総合勘案して判定し課税することになりますが、便宜上次のよう取り扱われています。

(1)職人として一定の親方に所属している者の労務の報酬は、原則として給与所得

(2)店舗・作業所を有して常時一般顧客のもとに依拠している人の受ける報酬は、雇用契約によるものであることの明らかな個々の報酬を除き、原則として事業所得

(3)いわゆる一人親方の受ける報酬については(2)に該当する人を除き、その年収が450万円以下であるときは、原則として、その年収額に次の割合を乗じて得た金額は給与所得の収入金額とし、残りの金額は事業所得の収入金額

130万円以下…80%	160万円以下…70%
190万円以下…60%	230万円以下…50%
260万円以下…40%	300万円以下…30%
370万円以下…20%	450万円以下…10%

